

随 意 契 約 理 由 書

工事名 : 泉州海岸 大津北地区 堅川緑川排水機場電気設備改良工事その4

堅川緑川排水機場は、泉大津市域において、台風等による高潮時に内水による浸水を防止するため排水施設によって強制的に排水を行うことにより、当該市域の府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設である。そのため高潮時に安全で確実な運転を行うことが必要であることから、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

本工事は、堅川緑川排水機場に隣接する緑川樋門に設置している、運転操作制御設備への電気配線の老朽化に伴う更新のため、仮設配線を行うものです。

既設の運転操作制御設備については、製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されているため、本工事の施工、試験調整にあたっては、既設設備の特殊な構造や制御回路を熟知しており、詳細な設計資料及び専門知識を有するなど特別な能力が必要となります。

以上のことから、本工事を実施できるのは既設設備の設計、製作、据付を行った株式会社明電舎からメンテナンスおよび仮設工事部門を受け継ぎ、かつ同設備の点検整備に関わってきた株式会社明電エンジニアリング大阪営業所以外にないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社明電エンジニアリング大阪営業所でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。